

# 令和6年度 第7回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年10月21日（月） 午後2時30分から午後2時50分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか  
（主査）増尾 尚之  
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）三村 嘉伸

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第14号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件 〈審議結果：承認〉
- 【報告第24号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第25号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第26号】 農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第27号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。  
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。  
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。  
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、5番 高田委員 と6番 古塚委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、これより議案の審議に入ります。

議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号について説明いたします。

### 【議案書朗読】

今回の申請農地は資料1ページのとおりです。次に資料の2ページ「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の、第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、申請を許可できないため、各号それぞれの判断理由をお示しするものです。

---資料2ページ朗読---

本資料のとおり、今回の借受人は農地法第3条第2項第2号には該当するため、資料3ページ「農地法第3条第3項各号の判断基準」のすべてに合致する必要があります。

---資料3ページ朗読---

本資料のとおり、農地法第3条第3項各号にすべて合致するため、許可要件を満たすと考えております。なお、資料の2ページ「農地法第3条第2項各号の判断基準」の第2項第1号に記載のアクアポニックスについては、資料4ページをご覧ください。

---資料4ページ朗読---

アクアポニックスの説明は以上で終わります。

続きまして、番号2について説明します。資料の5ページから7ページは、農地法第3条許可申請農地及び譲受人が現在経営している農地の図面です。資料の8ページ「議案第14号2番資料」の「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。

---資料8ページ朗読---

本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で、議案の説明を終わります

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

まず議案第14号 番号1について高田委員、お願いします。

高田委員 議案第14号 番号1について説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま使用貸借するものです。

借受人は一般法人ですが、申請農地には農業経験者を配置する予定で、常時1人以上が耕作の事業に従事する等の条件も満たしています。また、耕作に必要な機械も持っておられ、許可されても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 続きまして、議案第14号 番号2について亥野委員、説明をお願いします。

亥野委員 議案第14号 番号2について説明いたします。

申請農地については、配布の地図のとおりです。

申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。

譲受人は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第14号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することとして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第14号につきましては、許可することとします。

これより報告案件に入ります。

まず、報告第24号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第24号について説明いたします。

**【議案書朗読】**

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第25号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第25号について説明いたします。

**【議案書朗読】**

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第26号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第26号について説明いたします。

**【議案書朗読】**

農地法施行規則第29条第1号について説明いたします。

耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を建てる場合は、施設の設置面積が200㎡未満であるときに限り、農地法第4条の手続きではなく、農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。当該届出は、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第27号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第27号について説明いたします。

**【議案書朗読】**

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後2時50分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

---

(委員)

---

(委員)

---